



地域脱炭素化促進事業制度に基づく 促進区域等設定説明会 趣旨説明

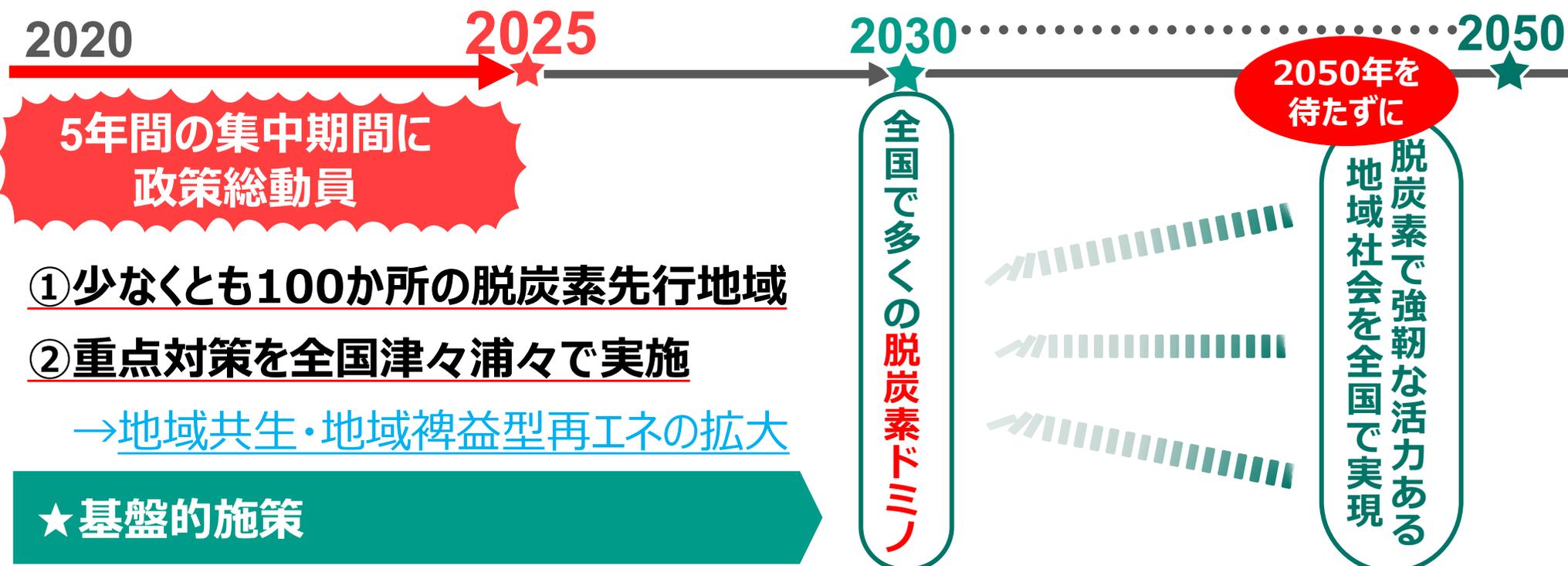
2023年3月

環境省 大臣官房 地域政策課



地域脱炭素の政策的背景

- 2020年10月、菅前総理による**2050年カーボンニュートラル宣言**がされ、**脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設**することが示された。
- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、**地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野**を中心に脱炭素方策を議論する「**国・地方脱炭素実現会議**」を設置。2021年6月に「**地域脱炭素ロードマップ**」を決定。
- 2021年6月に改正地球温暖化対策推進法が公布され、**地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業を促進する、地域脱炭素化促進事業に関する制度**が創設。2022年4月から施行。



地球温暖化対策推進法改正（令和3年改正）の背景

- 地方自治体における**地域の脱炭素化**のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化**や**災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全**や**地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- 併せて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

再エネ導入に伴う地域トラブルの発生

太陽光発電への反対運動

- 景観悪化や騒音等の環境トラブルや地滑り等の災害が発生、又はその懸念
- 再エネが土地に依存する事業であるにもかかわらず地域に利益が生じていない



出所：名古屋大学大学院 環境学研究科 丸山康司教授（2019年）
講演資料より環境省作成

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- 地域における合意形成が不十分のまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



新幹線近くの斜面上部に設置された太陽光発電施設が

崩落した事例



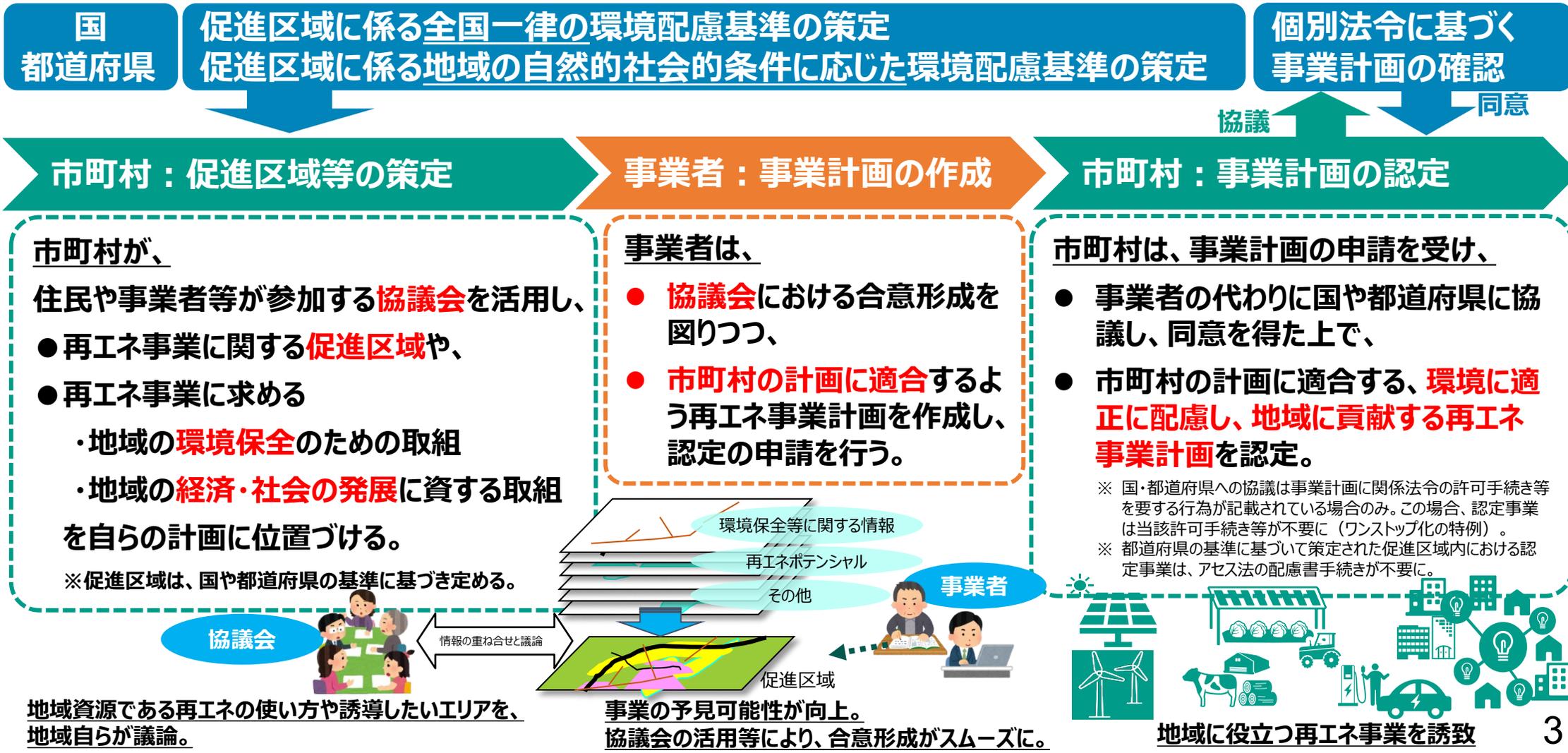
法面保護工が崩れて流出した事例

出所：環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」より

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」の設定

- 市町村は、地方公共団体実行計画において、当該計画において定める**温室効果ガス排出削減**や**再エネの利用促進に関する目標**も踏まえ、以下の**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めること**とされている。
- この際、促進区域において再エネ事業を実施するに当たり地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組として、市町村は「**地域の脱炭素化のための取組**」や「**地域の環境の保全のための取組**」、「**地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**」として必要な取組を位置づけて地域脱炭素化促進事業計画の認定要件とすることとしている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

（地方公共団体実行計画等）第21条 1～4（略）

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。**

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



「地域脱炭素化促進事業」とは

- 地域脱炭素化促進事業は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。
- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光 風力
中小水力 地熱
バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱 太陽熱
大気中の熱その他の自然界に存する熱
バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。
※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に付帯する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの地域供給

EV充電施設の整備

環境教育プログラムの提供

※上記はイメージの一例

C

地域の環境の保全のための取組

【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

D

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

【取組例】

- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

「地域脱炭素化促進事業の目標」の設定

- 地域脱炭素化促進事業の目標は、**地方公共団体実行計画における再エネ導入目標等の達成に資するよう、地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するために設定**するもの。

地方公共
団体実行
計画全体
の目標

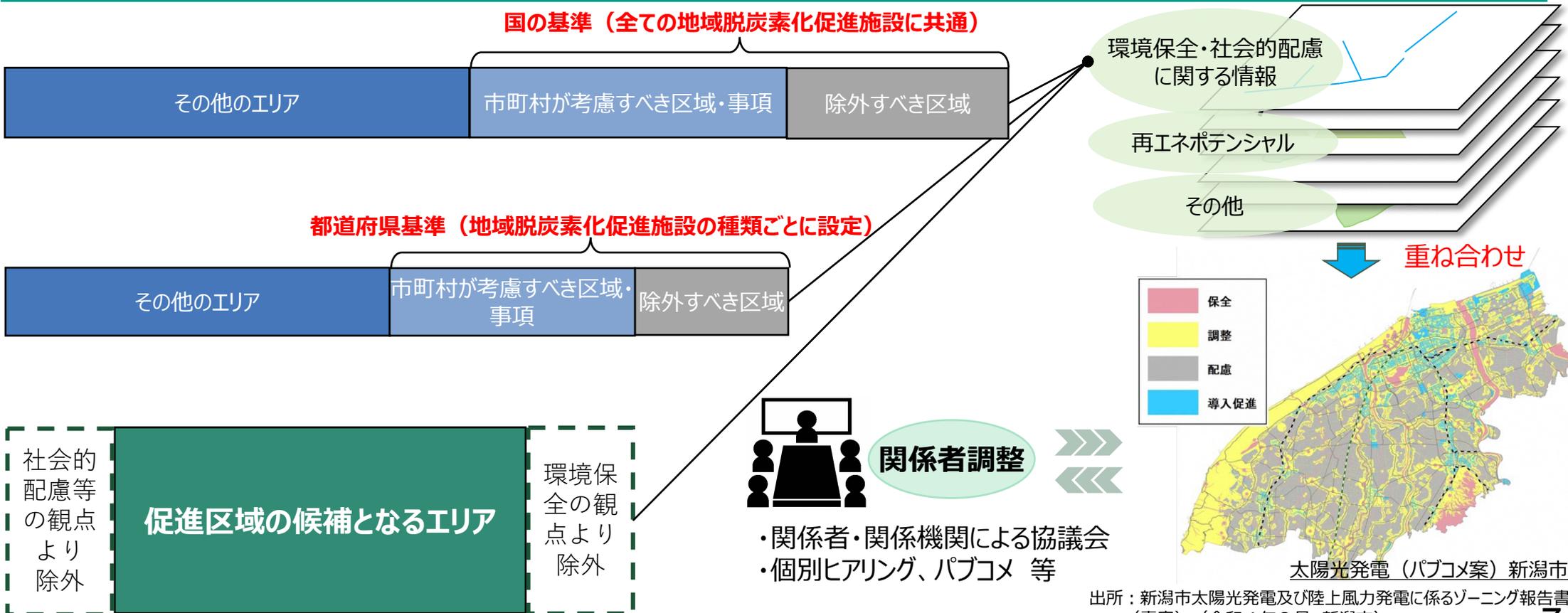
	中期的な視点	長期的な視点
区域全体の削減目標	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の削減目標を踏まえた検討が必要（国：2030年度に2013年度比46%減、さらに50%減の高みを目指す） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき将来像としての目標 ・区域における将来のビジョン・絵姿と合わせた検討が必要（国：2050年カーボンニュートラル）
施策実施に関する目標のうち再エネ導入目標（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のポテンシャルを踏まえつつ、区域全体の中期目標の達成のために必要な、個別の対策・施策の積み上げによる再エネの導入量 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の再エネポテンシャルを最大限活用することを念頭に置いて設定される目標（対策・施策の積み上げによる目標ではない） ・区域における将来ビジョン・絵姿を踏まえつつ、再エネ導入による経済効果、他地域への貢献等を合わせて検討することが重要
地域脱炭素化促進事業の目標（※1、※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域と一体的に検討がなされる、中期的な再エネ導入目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（<u>促進区域設定数、事業認定件数、導入容量、地域経済効果等</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域と一体的に検討がなされる、長期的な再エネ導入目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標（<u>促進区域設定数、事業認定件数、導入容量、地域経済効果等</u>）

※1 「施策の実施に関する目標のうち再エネ導入目標」と「地域脱炭素化促進事業の目標」は内容が重なる場合もあると考えられる。

※2 例えば、「促進区域設定数の見込み」や「事業認定件数の見込み」といった事業そのものの量の目標を設定することが考えられる。その際、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減効果や、事業により導入される発電設備容量（kW）、発電量(kWh)に関する目標を合わせて検討することも有効。さらに、地域脱炭素化促進事業の促進による「地域経済効果に関する目標」を設定することも考えられる。

「促進区域」の設定

- 国・都道府県基準、市町村として環境保全・社会的配慮が必要なエリア等を踏まえ、関係機関等との調整のうえ、**自然保護区その他の考慮すべき区域を除外したエリアから促進区域を設定**し、市町村の実行計画に位置づけ。
- 設定に当たっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環として取り組むことが重要**であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が理想的な考え方。
- 短・中期的な再エネ導入の観点からは、「**地区・街区指定型**」、「**公有地・公共施設活用型**」、「**事業提案型**」といった促進区域の抽出方法の考え方もあり、状況に応じて検討。



「促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模」の設定

- 促進区域ごとに、整備すべき地域脱炭素化促進施設に係る再エネの種別や規模を設定。その際、個々の事業計画の施設や規模を定めるものではないことに留意。
- 地方公共団体実行計画における、温室効果ガス削減目標や、再エネ導入目標（区域内における設備容量の導入目標）、地域脱炭素化促進事業の目標を考慮して設定することが重要。

促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（イメージ）

促進区域A（太陽光発電、50MW）



 ...促進区域

種類	規模
太陽光発電施設	50MW

- ※ 個々の事業計画の施設や規模を定めるものではないことに留意。
- ※ 再エネ発電設備については設備容量（kW）、再エネ熱供給施設については熱量（GJ）で設定することが考えられる。

「地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項」の設定

- 地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、**地域脱炭素化促進施設の整備を進めるだけでなく、当該施設を地域の脱炭素化につなげることが重要であるため**、地域脱炭素化促進施設の整備と合わせ「地域の脱炭素化のための取組」を実施する。
- この取組は、**施設整備などのハード面の取組**だけでなく、**環境教育などのソフト面の取組**、あるいは**それらが一体となった取組**を位置づけることも考えられる。

地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（例）

地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）など

住宅・建築物の省エネ性能等の向上など

ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）、EV充電設備の整備等の街づくりへの貢献、コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくりなど

資源循環の高度化を通じた循環経済への移行など

地域の森林整備などのCO₂吸収源対策など

地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立、バイオマス燃料の効率的な供給ルートの確保など



「地域の環境の保全のための取組」の設定

- 「地域の環境の保全のための取組」の検討は、促進区域の設定と並行して行うことが重要。
- 市町村で促進区域を設定するに当たっては、**環境保全の観点から考慮することが望ましい事項、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項**について検討した上で設定することとなる。
- そのうえで、促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合において、**「地域の環境の保全のための取組」に適切な措置を市町村が位置付けることで、事業の実施に際して事業者において適切な措置が講じられることを担保**することとなる。

地域の環境の保全のための取組（例）

希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施

希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避

景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、発電設備の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、眺望点から見えないように植栽を実施

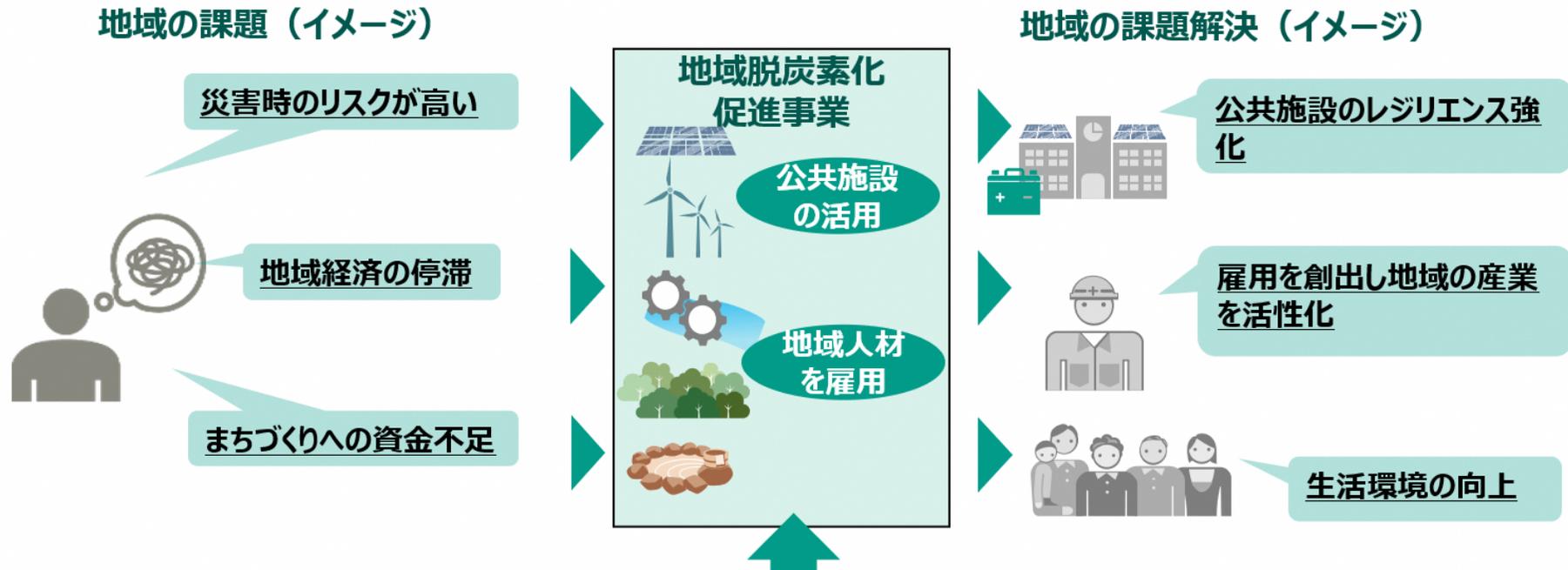
騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を実施

反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在し、反射光の影響が懸念されることから、太陽光パネルの向き調整などの必要な対策を実施

その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること

「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の設定

- 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」は、地域脱炭素化促進事業が、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる 地方創生につながるものとなるよう促すことが期待される。
- それぞれの地域によって地域の課題は異なることから、地域のニーズに合致し、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、先行利用者、周辺住民、事業者等が十分協議を行いながら、地域に応じた取組を検討する。



地域へのメリット	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 (例)
地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組 ・域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組 など
地域における社会的課題解決	<ul style="list-style-type: none"> ・収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組 ・市町村における地域活動等の支援 など

地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果

特に事業者の利点

ワンストップ特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による一括手続きに代替され、**簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、**農山漁村再エネ法に基づく各種特例の適用が可能**。

酪農振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場法
漁港区域内での工作物の建設等 **など**

特に地方公共団体への効果

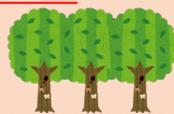
地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。**トラブルの未然防止**に。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、**地域貢献策を求めることが可能**。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピールすることが可能**。



ヒント

再エネ導入による地域貢献事例

熊本県合志市では、再エネ導入（太陽光）により得られた**売電収入の一部を農業振興に還元**しており、用水路の改修や調整池の維持管理、農業の6次産業化支援に充てている。



市町村の促進区域の設定状況（令和5年2月時点）

- 令和5年2月時点で**4自治体**が促進区域等を設定。
- 今後は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査の結果を基に「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」にて都道府県別、市区町村別に「地方公共団体脱炭素取組状況マップ」として可視化。

長野県箕輪町（太陽光）

◆ 促進区域

- 町が所有する公共施設の屋根
 - 町が所有する土地
 - 産業団地
- ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

神奈川県小田原市（太陽光）

◆ 促進区域

- 市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区（営農を営むために必要とするものを除く。）、土砂災害特別警戒区域を除く

岐阜県恵那市（太陽光）

◆ 促進区域

- 住宅の屋根上
- 住宅以外の建物の屋根上



福岡県福岡市（太陽光）

◆ 促進区域

- 建築物の屋根
- 公共用地



促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置①

地方公共団体向け



促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。



☀️ 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域選定の際の評価事項のひとつに、促進区域の設定に関する項目を設定

→選定されると、再エネ交付金（脱炭素先行地域づくり事業）の対象に

☀️ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和5年度予算 **200**億円

重点対策加速化事業

促進区域内での再エネ導入事業に対し
交付上限額の引き上げ(**15億円→20億円**)

※市町村の場合



☀️ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）【内閣府】

申請事業数の上限目安を超える申請が可能に ※地域再生計画に記載されているものに限る。

促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置②

事業者向け



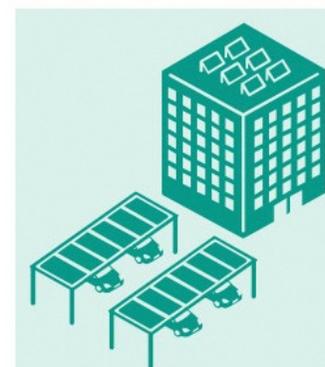
促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。

環境省補助事業での優先採択・加点对象

促進区域内で実施される事業が、**優先採択や加点对象の対象**に

※ PPA活用等による地域の再エネ化・レジリエンス強化加速化事業の補助事業の一部 など

環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」にて優遇措置の対象となる補助事業を紹介しています。
(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/re_energy.html)



駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

FIT・FIP制度での優遇措置等 【経済産業省】

① **入札保証金等の免除**

② 認定要件の一つである**地域活用要件の確認手段**として活用 (太陽光発電以外)

ふるさと融資 【総務省】

地域脱炭素化促進事業への**融資上限額の引き上げ等**

地域未来投資促進法 【経済産業省】

地域経済牽引事業計画の申請において、重複部分の記載を省略可能

